

一般社団法人香川県自動車整備振興会長表彰

「優良従業員」の候補者推薦依頼について

標記について、本会定時総会において優良従業員の表彰式を行いますので、下記要領により貴事業所従業員の表彰該当候補者を（別添の表彰推薦書にて）ご推薦いただきますようご通知申しあげます。

記

1. 推薦締切日 令和 8 年 3 月 24 日（火）
2. 提出先 本会総務課（高松市鬼無町佐藤 17 番地 10）
3. 提出要領 本会表彰規程・表彰選考基準による（次ページ参照）
4. 提出書類
 - ①候補者の推薦書・・・・1通（別紙1）
 - ②候補者の履歴書・・・・1通（市販履歴書用紙可）※1
 - ③候補者の自認書・・・・1通（別紙2）※2

（※1）免許資格等は、名称並びに取得年月日を正確に記入して下さい。

（※2）道路交通法（最近1年間）に違反がない旨の自認書が必要。
5. 表彰日 令和8年6月（本会定時総会日）
6. その他 令和8年3月31日現在にて期間は算出して下さい。
提出書類の様式は、香川県自動車整備振興会のホームページからダウンロードが出来ます。

一般社団法人香川県自動車整備振興会表彰規程

第1条 本会の行う表彰は、顕著な功績または業界並びに衆民の模範として推奨すべき功績のあった者に対して、この規程に定めるところによって行う。

第2条 表彰は、次の各号の一つに該当する者に対して行う。但し、在任及び勤務年数は10年以上並びに20年以上とする。

(1) 本会の役員として在任し、会の運営に功績があった者。

(2) 本会の各種委員、支部長として在任し、会の運営並びに本会の業務遂行に功績があった者。

(3) 本会の技術講習所等の講師として在任し、整備技術の向上並びに整備士の普及に著しく貢献した者。

(4) 本会の会員である事業所の自動車整備関係従業員であつて、成績操行とともに優秀な者で、社の発展並びに業界の振興に著しく貢献した者。

(委細は香整振会長表彰選考基準による)

(5) 本会の事務局の職員で、成績操行ともに優秀なる者。

(本会職員就業規則による)

第3条 在任及び勤務年数または従事した期間の計算は、申請する年度の末日をもって算出する。なお、期間中に中断のある者、または事業所の分離・合併・統合等があった場合は、前身事業所（団体等）の履歴を通算することができる。

第4条 表彰は毎年定時総会日に会長が行う。但し、特に必要が生じた場合にはその都度行う。

第5条 賞状は、表彰状及び感謝状を授与し、副賞として記念品を添えることができる。

第6条 第2条の表彰候補者の推薦人数は、第2条第1号から第3号及び第5号については制限しない。但し、同条第4号については、別紙選考基準により制限する。

第7条 本会専務理事は、別表1により毎年第2条各号ごとに表彰日の属する2ヶ月前までに表彰候補者の調書を作成すること。

第8条 表彰の決定は、第7条の調書をもって理事会において審査し、会長が決定する。

第9条 会長が必要と認めたときは、本会の運営または業務の遂行に寄与した者に対して表彰状及び感謝状を贈ることができる。

第10条 既表彰者は除く。

附 則

1. この規程は、平成24年4月1日より実施する。
2. この規程の改正する以前に香整振優良従業員表彰を受けている者は、第2条第4号に該当するものとし、既表彰者とする。
3. 香小整振会長より10年以上並びに20年以上在任または勤続し、表彰を受けた者は、第2条各号に該当するものとし、既表彰者とする。
4. 第2条第1号及び第2号の兼任者は、同条第1号の候補者として取り扱う。
5. 第2条第1号及び第2号の在任期間を合算し、表彰の候補者となる者は、各在任期間を勘案のうえ決定する。
6. 表彰等の記念品等は別に定める。
7. 昭和59年4月1日付け優良従業員表彰規程は廃止する。

表彰規程第2条第4号（優良従業員）

香整振会長表彰選考基準

第1条 本会の表彰規程に定めるほか、同規程第2条第4号の被表彰候補者の選考は、この基準の定めるところによって行う。但し、小規模事業所（従業員5人以下）の役員（代表者は除く）で、現に整備関係業務に従事している者は対象とすることができる。

第2条 候補者の功績内容は次の各号に該当する者であること。

- (1) 日常の勤務成績並びに業務能率が極めて優れている者。
 - (2) 平素の行状が公私ともに厳正であって他の模範である者。
 - (3) 重大事故を未然に防止し、または事故に対する処置が適切であり、その功績が顕著な者。
 - (4) 有益なる発明・改善・または創意工夫をもって整備事業の発展と整備技術の向上に著しく貢献し、業界に大きく寄与した者。
2. 勤務先の事業場が次の各号にすべて該当するものであること。
- (1) 最近1年間行政当局から事業の停止等の処分を受けていないこと。
 - (2) 自動車分解整備出来栄え成績が良好であること。
 - (3) 整備振興会の事業活動に対し協力度が高いこと。

第3条 表彰候補者の推薦人数は次の各号に該当する人数とする。

- (1) 営業会員は、一会員につき3名以内とする。
- (2) 非営業会員は、一会員につき2名以内とする。

第4条 第2条の各号に該当する候補者があると認める事業所は、毎年推薦締切日までに次の各号に定める書類を会長に提出すること。

- (1) 候補者推薦名簿（別紙1） 1通
- (2) 候補者の履歴書（市販のもの可） 1通
- (3) 候補者の自認書（別紙2） 1通

第5条 その他

- (1) 病気または休職を命ぜられた者はその期間を除くこと。
- (2) 勤続年数は表彰年度の末日（3月31日）現在をもって算出すること。
- (3) 第2条第3号及び第4号については、勤続年数を問わない。但し、参考となる書類（新聞・業界紙等の記事等）を添付すること。

附 則

1. この基準は、平成24年4月1日より実施する。